

## 中村会計だより7・8月号



## インボイス（適格請求書等保存）方式

## インボイスとは

令和1（2019）年10月から、いよいよ消費税の税率が10%にアップし、飲食料品と新聞については軽減税率が適用されることとなります。

この軽減税率を実現するために必須とされているのが、令和5（2023）年10月から本格導入される「インボイス（適格請求書等保存）方式」というものです。

インボイス（適格請求書）には以下の事柄の記載が求められます。

適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

取引年月日

取引の内容（取引が軽減対象品目の対象であるときは、  
軽減対象品目の取引である旨）

税率ごとに合計した対価の額及び適用税率

税率ごとに区分した消費税額等

請求書受領者の氏名または名称

請求書			△△商事(株)
(株)〇〇御中		登録番号 T12345...	
11月分 131,200円		××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,000円	
11/1	豚肉 ※	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
⋮	⋮	⋮	
合計	120,000円	消費税 11,200円	
10%対象 80,000円		消費税 8,000円	
8%対象 40,000円		消費税 3,200円	
適用税率及び消費税額等の記載			※ 軽減税率対象

消費税の納税額は、課税売上に伴い預かった消費税から課税仕入れに伴い支払った消費税額を差し引く（仕入税額控除）ことで計算がされます。

この仕入税額控除を受けるために、現在の「請求書等保存方式」では、帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等の保存を要件としています。しかし、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていません。

また、請求書等保存方式では、どのような売上に対応するかという点においてのみ仕入税額控除が出来るかどうか決まります。

一方で、インボイス方式で仕入税額控除を受けるには、インボイスの保存が必要になります。インボイスを発行するには適格請求書発行事業者として登録しなければなりません。従って仕入先が登録していない場合又は免税事業者からの仕入れの場合は仕入税額控除を受けることができなくなるのです。

## 適格請求書発行事業者の登録制度

インボイスを発行するための適格請求書発行事業者の登録は税務署長に申請書を提出する必要があります。なお、課税事業者でなければ、登録を受けることはできません。

申請書は令和3（2021）年10月1日から提出することが可能です。

また、適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等はインターネットを通じて確認できるようになる予定です。

# 早期経営改善計画認定支援事業

人は健康的な生活を送るうえで、定期検診や食生活の見直し、適度な運動が欠かせません。会社経営においても同様です。経営危機になってから慌てていても遅いのです。

そこで資金繰り管理や採算管理など基本的な経営改善計画を作成し、早期の経営改善に取り組みたい中小企業・小規模事業者を支援する国の事業が**早期経営改善計画**です。税理士等の専門家（認定支援機関）が、経営改善計画の作成を支援し、計画策定から1年間フォローアップします。

また、専門家に対する支払い費用の3分の2（上限20万円）の補助が受けられます。

## このような経営者におすすめ

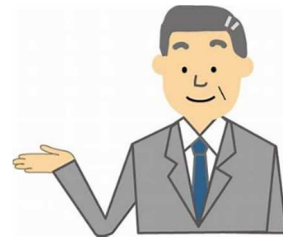
- ・このところ、資金繰りが不安定だ
- ・原因が分からないが、売上が減少している
- ・自社の状況を客観的に把握したい
- ・専門家から経営に関するアドバイスが欲しい
- ・経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい

## 作成のメリット

- ・自己の経営の見直しにより経営課題を発見・分析できます
- ・資金繰りの把握が容易になります
- ・計画書に基づき、事業の将来像を金融機関が確認できるようになります

## 早期経営改善計画利用申請から決定までの流れ

- 利用申請
- 計画策定支援・提出
- 支払い申請及び支払い決定
- モニタリング



# コラム EU との経済協力協定

2019年2月1日より経済協力協定（EPA）が発行され、EU産のチーズ、牛肉、ワイン、服（繊維製品）、革製品等が即時、または猶予期間後に関税が撤廃され安く購入できるようになりました。日本からは醤油等の調味料、緑茶、電化製品、自動車部品等の関税が撤廃されるのでビジネスチャンスとなっています。

EUから日本への輸入:主な品目			
品目	現在の関税率	EPA実施後	いつから？
ソフトチーズ	29.80%	段階的に実施	
ハードチーズ	29.80%	0%	16年後
ワイン	15%か125円/ℓ	0%	すぐ
牛肉	38.50%	9%	16年後
パスタ	30円/1kg	0%	11年後
チョコレート	10%	0%	11年後
服(繊維製品)	13.40%	0%	すぐ
革靴、革バッグ	最高30%	0%	11年後か16年後

日本からEUへの輸出:主な品目			
品目	現在の関税率	EPA実施後	いつから？
醤油、調味料	7.70%	0%	すぐ
緑茶	3.20%	0%	すぐ
植木、盆栽	6.5%、8.3%	0%	すぐ
酒類	7.7ユーロ/100ℓあたり	0%	すぐ
乗用車	10%	段階的に実施	8年後に0%
自動車部品	3~4.5%	0%	すぐ
カラーテレビ	14%	0%	6年後